

生物多様性をめぐる行政と民間セクターの動向

東京大学公共政策大学院

国際公共政策コース

林 知里

学籍番号：51-228029

目次

はじめに	2
第1章 生物多様性について.....	2
第1節 生物多様性と生物多様性条約(1992年)	2
第2節 ミレニアム生態系評価以降の生物多様性 ―経済的価値への着目―	3
第3節 近年の動き(COP15とポスト2020生物多様性枠組)	5
第2章 生物多様性行政について.....	5
第1節 生物多様性基本法と生物多様性国家戦略.....	5
第2節 環境保全経費と生物多様性関連予算	6
第3節 既存政策の中の生物多様性.....	9
第3章 民間セクターにおける生物多様性の扱い	12
第1節 CSRの中の生物多様性	12
第2節 CDP/TNFDの登場	13
第4章 おわりに ―今後の課題―	16
参考・引用文献.....	18

はじめに

2022 年 7 月、「生物多様性」という言葉の認知度や取組に対する意識についての質問事項が「環境問題に関する世論調査」の一部から独立し、「生物多様性に関する世論調査」として実施された¹。2009 年 6 月の調査では生物多様性という言葉の認知度は 12.8%にすぎなかった²が、昨年度は 29.4%が「言葉の意味を知っている」と回答したことからも「生物多様性」という言葉が日本社会の中に浸透しつつあることがわかる³。

2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で、『2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢く利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる（2050 年ビジョン）⁴』ことが掲げられ、改めて生物多様性の喪失を食い止めかつ回復させるという目標が国家間で合意された。しかしながら、日本の行政や民間企業の中で、生物多様性というテーマは十分な注目を得ているのだろうか。

本稿では、生物多様性という概念が改めてグローバルに問題提起された結果、どのように行政や企業活動に影響を与えているかを整理する。はじめに、生物多様性に関するこれまでの国際政治の動きを概観しながら、生態系の恩恵を定量化する動きが近年の国際会議開催や民間セクター主導のイニシアティブ設立などを前進させたことを示す。次に、日本を例にとって行政が生物多様性を法律や戦略内でどのように位置づけ、近年の政策へどのように反映しているかに着目し、行政単独での生物多様性保全推進に限界があることを確認する。最後に、生物多様性を担う主体としての企業が現在どのような社会的な要請を受ける一方で、どのような課題を抱えているのかを行政との関わりに留意しながら述べる。

第1章 生物多様性について

第1節 生物多様性と生物多様性条約(1992 年)

¹ 内閣府 生物多様性に関する世論調査（令和 4 年 7 月調査）<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/>

² 内閣府 環境問題に関する世論調査(世論調査報告書 平成 21 年 6 月調査)
<https://survey.gov-online.go.jp/h21/h21-kankyou/index.html>

³ 内閣府 「生物多様性に関する世論調査」の概要 <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/gairyaku.pdf>

⁴ Convention on Biological Diversity(2023)「2050 Vision and 2030 Mission」
<https://www.cbd.int/gbf/vision/>

「生物の多様性("Biological diversity")」は“すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。”と生物多様性条約内で定義されている⁵⁶。生物多様性の維持は、食物・木材の生産や医薬品の開発に不可欠だけでなく、各地の文化の基盤をなす上で不可欠なものである。しかし、20世紀後半以降、経済活動の活発化・広域化によって途上国を中心とした環境破壊が急速に進行し問題視されるようになっていた⁷。

そうした中で、国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体として自然環境保全に向けた調査や支援を行う国際自然保護連合（IUCN）が草案を作成し、「生物多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続的な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(ABS)」を主軸とした生物多様性条約が1992年に採択された。その後ABSに関する制度整備は、遺伝子組み換え生物の国境の移動について規定したカルタヘナ議定書が2003年に、遺伝資源の活用によって生じた利益の分配する仕組みを定めた名古屋議定書が2010年に採択される形で着実に進んだ。その一方で、生態系の喪失の実態把握や対策は遅れた。堂本(2010)は、生物多様性条約の採択について当初の推進意図はあくまで地球の生態系や生物種の多様性を守ることだったが、自国が保有する生物資源に対する権利を主張する途上国と製薬企業に代表される生物産業を国内に擁する先進国の対立によってバイオテクノロジーに先んじて焦点が当たり、序文ですら生物多様性維持の文化やレクリエーション上の意義を強調する人間中心主義的な価値観が盛り込まれ、当初の意図から逸れてしまったことを指摘している⁸。これは同年に採択された気候変動枠組条約に関連して、地球温暖化についての研究の収集・整理のために気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1988年に設立され、1990年に第一次評価報告書が公表されたことと対照的である。

第2節 ミレニアム生態系評価以降の生物多様性(経済的価値への着目)

国際社会が「生物多様性」への理解を一段深めた契機は、コフィ・アナン国連事務総長(当

⁵ 環境省 生物多様性条約(和文) https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

⁶ より一般的には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」と称される。

⁷ 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)は2019年に「(1) 陸地と海の利用の変化。(2) 生物の直接利用。(3) 気候変動。(4) 汚染、(5) 侵略的外来種」を生物多様性の減少要因として挙げている。

⁸ 『生物多様性 リオからなごや「COP10」、そして...』堂本暁子、2010年

時)が提唱し、2001年から4年にわたって実施されたミレニアム生態系評価(MA)である。MAは33の地方、流域、国、地域規模で実施されたサブ・グローバル評価(地域の政策立案者、企業、NGO・NPO、先住民族のニーズを反映させながら既存の科学研究を整理したもの)を統合し、地球規模の現状、シナリオ、対策について公表したものである。この際に、生物多様性条約や砂漠化対処条約などの国連条約、各国政府、NGOなどに対し、政策決定に役立つ情報を提供することを目的として⁹、生態系サービス(生態系から人々が得る恩恵)¹⁰という概念をベースとして、更にその概念を「食料や水、燃料などの供給(供給サービス)」、「洪水や気候の調整(調整サービス)」、「レクリエーションや精神的・教育的な恩恵(文化的サービス)」、「栄養塩の循環や土壌形成など(基盤サービス)」に分類した上で、その量的・質的な変化が人間に与える影響について分析した。

この生態系の恩恵を定量化する動きは少なからず民間セクターに影響を与え始めた。2006年にブラジルで開催されたCOP8で民間事業者の参画の重要性に関する決議が初めて採択され¹¹、自社の方針と実践を生物多様性条約の3つの目的に適合させるよう促すことが政府に対し求められた。

その後、2008年のCOP9ではドイツ政府が主導してビジネスと生物多用性イニシアティブ(Biodiversity in Good Company)の「リーダーシップ宣言」の署名式が行われ、企業が同条約の理念に同意し、経営目標・企業活動に生物多様性への配慮を組み入れることを宣言した。同時に、TEEB(The Economics of Ecosystems and Diversity:生物多様性と生態系の経済学)の中間報告が行われたのもこのCOP9でのことである。TEEBは行政だけでなく市民やビジネスなど様々な主体の行動や意思決定に生物多様性の価値を反映させるべきであり、その価値を認識するためには経済的評価を通して可視化することが必要という立場を取っている¹²。2年後のCOP10では遺伝資源の取得機会と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を定めた名古屋議定書の採択に加え、生物多様性の喪失を食い止めるための複数の定量目標を含む20の個別目標を掲げた愛知目標が採択された。西田(2017)は「COP10が一つの契機となり、生物多様性保全を協働していく方向性が少しずつ形づくられ、行政、企業、生産者、市民、研究者等の様々な主体が、個々に課題は抱えながらも、幅広く、かつ多様な連携が模索し、それぞれの主体で経済社会における生物多様性保全の取組

⁹ 『サステナビリティ学4 生態系と自然共生関係』小宮山宏・竹内和彦・住明正・花木啓祐・三村信男編 東京大学出版会、2010年

¹⁰ なお、伊藤・山形(2015)によると、「生態系サービス(エコシステムサービス)」という言葉は1980年代には既に学術用語として使用されている

¹¹ UNEP/CBD/COP/DEC/VIII/17(2006) <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-08/cop-08-dec-17-en.pdf>

¹² TEEB ホームページ <https://teebweb.org/publications/>

は広がっている」と一定の評価をしている¹³。

第3節 最新の動き(COP15 とポスト 2020 生物多様性枠組)

近年の特筆すべき動きとしては、2021 年 7 月の G 7 サミットで、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）ことを目標として「世界の陸地あるいは海洋面積の 30%以上を保全又は保護する」という世界目標を支持する 2030 年自然協約がコミュニケの付属文書として合意に達し、翌年カナダ・モントリオールで開かれた国連の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）に「ポスト 2020 枠組み(昆明・モントリオール生物多様性枠組)」として採択された¹⁴¹⁵。これは、2017 年 6 月、Eric Dinerstein ほか 49 人の科学者のチームが発表した論文内での「陸地の 50%を保護するために生息地の保護や回復、先住民の権限強化を進めるべき」という主張¹⁶、2019 年に期間限定で組成された科学研究チーム Global Deal for Nature(GDN)による「2030 年までに地球の半分を保護するという目標が必要(30%が正式に保護され、さらに 20%が気候安定化地域(CSA)と定める)¹⁷」という提言から一定の譲歩が強いられた結果にはなったものの、科学的な知見をベースにゴールが策定された点で前進したと言える。しかし、法的拘束力を持つには至らず、国家別のモニタリング制度が強化される一方で報告は義務づけられないなど不十分な点を多く残すこととなっている。

第2章 日本の生物多様性行政

第1節 生物多様性基本法と生物多様性国家戦略

¹³ 『次世代の経済・社会と生物多様性の政策統合に向けて』西田 貴明 日本生態学会誌 67 : 197 - 204 (2017) https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/67/2/67_197/_pdf

¹⁴ Convention on Biological Diversity “Nations Adopt Four Goals, 23 Targets for 2030 In Landmark UN Biodiversity Agreement”
<https://prod.drupal.www.infra.cbd.int/sites/default/files/2022-12/221219-CBD-PressRelease-COP15-Final.pdf>

¹⁵ 環境省 「30by30 とは」 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

¹⁶ Eric Dinerstein et al.(2017), An Ecoregion-Based Approach to Protecting Half the Terrestrial Realm <https://academic.oup.com/bioscience/article/67/6/534/3102935>

¹⁷ Eric Dinerstein, et al.(2019), A Global Deal For Nature: Guiding principles, milestones, and targets, <https://www.science.org/doi/10.1126/sciadv.aaw2869>

日本国内において、生物多様性が明確に言及された文書は、1993年に施行された環境基本法である。従来の規制的手法を採用した公害対策基本法や自然環境保本法では、当時問題となっていた都市公害や地球規模の環境課題に対処できないという課題意識から制定された¹⁸環境基本法内で、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること¹⁹」の確保の履行が明記された。

1995年、生物多様性条約締結を受けて、初めての生物多様性国家戦略が閣議決定され、2023年現在に至るまで5度改定されている。95年に策定された国家戦略は既存の政策・取組の延長線上に生物多様性保全を位置づけた簡略なものだったが、2002年の新・生物多様性国家戦略では「開発による影響」、「人間活動の縮小」、「移入種」が「3つの危機」として、2007年の第三次生物多様性国家戦略では「温暖化」を加えた「4つの危機」として分類されるなど、日本独自の文脈で生物多様性が整理され始めた。

こうした中、国や自治体、民間事業者、国民など多様な主体による連携協働が欠かせないことが再認識され²⁰、国以外の主体の責務を明確化する²¹目的で生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定めた生物多様性基本法が環境基本法の下位法に位置付けられる形で2008年に成立した。この動きを反映したこともあり、2010年に策定された生物多様性国家戦略2010では社会面への言及、特に循環型・低炭素社会²²への統合的な取組推進が強調された。生物多様性国家戦略2012-2020が例外的に「震災からの復興」を強調した内容だったものの、以後はCOP10の愛知目標やCOP15の2030年目標などグローバルな目標と目線を合わせた計画策定にシフトしている。

第2節 環境保全経費と生物多様性関連予算

ここで、日本の官公庁における生物多様性分野の予算編成について概観する。生物多様性

¹⁸ 環境省 平成6年版環境白書 各論第1章第1節環境基本法について

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h06/8734.html>

¹⁹ 環境基本法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC00000000091>

²⁰ 第三次国家戦略策定時点で、官公庁・自治体・専門家からのヒアリングとパブリックコメントの募集など多様な主体の参画は推進されていた。（堂本(2010)より）

²¹ 環境省 生物多様性基本法の成立（2008年）

<https://www.env.go.jp/content/000039993.pdf>

²² 地下資源採掘に伴う生態系の破壊への懸念を背景としていると説明されているが、2000年以降原油の中東依存度が約90%と高止まりしていたこと、2005年の京都議定書の発効を受け、地下資源依存からの脱却を政府として志向していた時期と重なる。

関連の予算は環境省が取りまとめる環境保全経費の中に含まれる。環境保全経費とは、「地球環境の保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費を総称したもの²³⁾」を指す。

平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画が閣議決定されて以降、編成された平成 25 年度以降の予算の中で、「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」という予算枠が「生物多様性の保全及び持続可能な利用」と改称された。この「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」カテゴリは主に史跡等の買上げ、山地治山、水源林造成、国営公園整備を実施項目として含んでおり、現在に至るまで自然環境保全法に基づく保全と自然公園法に基づく保護と利用が国内の生物多様性行政のベースとなってきたことが示唆される。

「生物多様性の保全及び持続可能な利用」カテゴリは、第四次環境基本計画期間中は全体の約 7.6%、第五次計画期間中は約 9.5%を占めている²⁴⁾。第四次計画期間に入る 2013 年から、自然環境保全地域の増減率は 1%未満²⁵⁾²⁶⁾、自然公園の数についても基準年度の 400 ヶ所から 403 ヶ所に増加したのみ²⁷⁾で、近年の生物多様性保全の動きは、国や自治体主導の保全地域の拡大には繋がっていないことがわかる。

²³⁾ 環境省 環境保全経費 https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/keihi.html

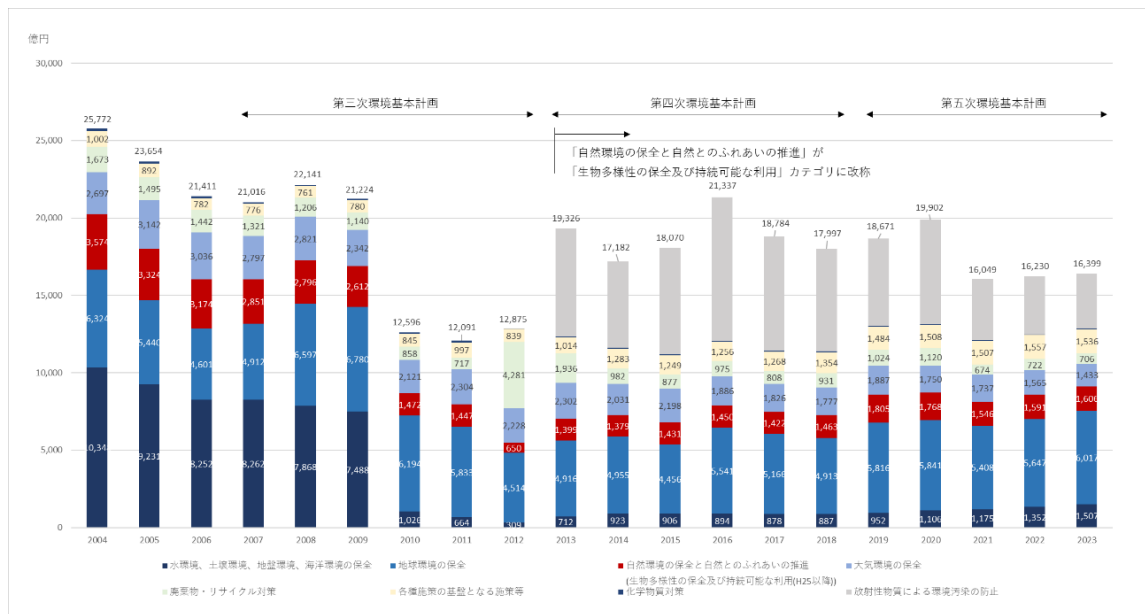
²⁴⁾ 割合増加の要因として「放射性物質による環境汚染の防止」区分の減額が考えられる。

²⁵⁾ 令和 2 年度に追加された「沖合海底自然環境保全地域」を除く。

²⁶⁾ 環境省 自然環境保全地域等面積の推移(自然環境保全地域各種データ)
<https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html>

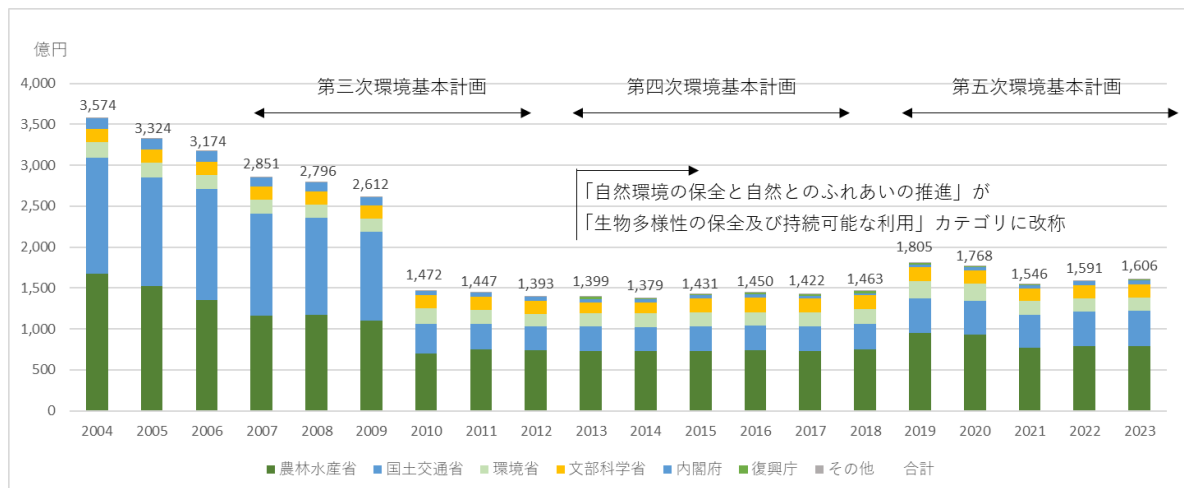
²⁷⁾ 環境省 日本の国立公園(自然保護各種データ一覧)
<https://www.env.go.jp/park/doc/data.html>

グラフ 1 環境保全経費 カテゴリ別内訳



(出所：環境省ホームページより筆者作成)

グラフ 2 官公庁別「生物多様性の保全及び持続可能な利用」予算の推移(改称前を含む)



(出所：環境省ホームページより筆者作成)

2004 年時点で編成された「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」区分の大部分を国土交通省が占めていたが、カテゴリ名の変更以降にしばらくは農林水産省の占める割合が最も高い。農林水産省は、2000 年前後から主に社会・経済活動と生物多様性保全を両立する役割としての里地里山を代表する二次的自然²⁸を保全するという文脈で農林水産業や地

²⁸ 「農業や資源の活用など人間活動によって創出されたり、人の手が長期間加えられるこ

域産業の役割が再認識されてきたことを背景に²⁹、2007 年に農林水産省生物多様性戦略を策定し、現在に至るまで改定を繰り返していることから伺える³⁰。

第3節 既存政策の中の生物多様性

前述の通り、生物多様性関連の予算は歳出の 0.1%を占めるに過ぎず、近年の生物多様性再注目の中でも大きな変動はない。これは、生物多様性という概念が単独で注目されているというよりも、既存の施策の中の追加の付加価値要素として扱われているにすぎないからだと考えられる。ここで、2000 年以降に日本国内で提起された社会課題に対するソリューションの中で、「生物多様性」という要素が組み込まれた政策とそれぞれが抱えた課題を取り上げる。

① エコツーリズム推進基本方針

1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で、持続可能な開発と自然保護を両立しながら、観光産業の発展を維持するという目的で注目されたエコツーリズムというアイデアは、2002 年を国際エコツーリズム年にするなど定められるなど、徐々に市民権を得てきた³¹。そのような中、日本でエコツーリズム推進法が施行されたのは 2008 年とかなり開きがある。勿論、エコツーリズム³²には生物多様性が重要な要素として組み込まれており、基本方針でも、「豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化」がエコツーリズムの題材として評価され、観光旅行者は自然環境の維持管理の活動が組み込ま

とにより維持されてきた自然」を指し、しばしば特有の生態系が構築される。近年、人間による管理放棄が特有の生物多様性の喪失に帰結してしまうことが問題となっている。

²⁹ 『里地里山と生物多様性』植田明浩 小野寺浩 農村研究 98 号：25-33(2004)

<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010690529.pdf>

³⁰ 2007 年 6 月に策定された 21 世紀環境立国戦略では「我が国の自然観や社会・行政のシステムなど自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を統合した自然共生社会づくりを、里地里山を例に世界に発信する。」として、2010 年の SATOYAMA イニシアティブへの発足に繋げていることから、当時の二次的自然保全・自然共生社会への関心の高さがわかる。

³¹ 『エコツーリズムの地祇と概念形成にかかわる史的考察』真坂昭夫 国立民族学博物館調査報告 23：15-40, (2001)

³² 「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」と定義される。(環境省 エコツーリズム推進マニュアル)

れたプログラムへの参加と環境保全に配慮した行動が期待されている³³。なぜこのタイミングで推奨されたのだろうか。新井(2021)によれば 2000 年代の日本の地方は大都市への人口流入に伴い地域経済が縮小、低迷の危機にあった³⁵。そうした中で自治体・地域の事業者や住民を巻き込んだ内発型の地域振興策として、自然公園などの地域資源の活用を図った。しかし、マスツーリズム振興の反省として掲げられた本施策は収益性を重視する民間企業の立場から見て参入の魅力に乏しく、2000 年代後半当時の生物多様性への意識の低さも相まって、複数のアクターを巻き込むに至らなかったと考えられる。

② Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)の推進

Eco-DRR は、生態系保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決するという考えに基づいている。生物多様性に配慮した適切な土地利用が、①洪水や津波といった災害による影響の軽減、②社会（アセット）へのダメージの回避、③緩衝帯を設けることによる脆弱性の低減に繋がり、ひいては地域に自然と触れ合う機会や観光資源の提供など社会・経済的効果も期待できるとされる³⁶。

このアイデアが注目された要因としては、東日本大震災後に被災地で実施された大規模な海岸堤防・防潮堤建設事業がメディアを通じて周知され、自然環境の破壊につながってしまったことに批判が集まったこと³⁷、平成 10 年をピークに半分程度に減少した公共事業支出³⁸が今後将来的な人口減少に起因する経済規模の縮小によって更に削減されていく恐れがある中で従来のグレーインフラからの転換が求められたことが要因と考えられる。

³³ 国土交通省 エコツーリズム推進基本方針

<https://www.mlit.go.jp/common/000016507.pdf>

³⁴ エコツーリズム地域活性化支援事業は後に生物多様性保全推進交付金の一部として整理されている。

³⁵ 『日本の国際観光政策の変遷と動向ーコロナ収束後の持続可能なインバウンド観光振興にむけてー』新井直樹 奈良県立大学研究季報 32 号：1-40(2021)

³⁶ 環境省 持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き <https://www.env.go.jp/content/000133802.pdf>

³⁷ 公益財団法人日本自然保護協会 海岸堤防・防潮堤復旧事業と海岸防災林復旧事業に関する意見書 https://what-we-do.nacsj.or.jp/wp-content/uploads/2013/02/20130204bouchouteiikensyo2.pdf?_gl=1*10z4ig3*_gcl_au*ODIzODg1MDE2LjE2OTc1MTM4MTk.

³⁸ 財務省 令和 5 年度予算の編成等に関する建議 参考資料(4)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20221129/06.pdf

2015 年 8 月の国土形成計画において「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」という課題への対応策として初めて盛り込まれたグリーンインフラが比較的近い時期から注目されている³⁹。一ノ瀬(2015)は Eco-DRR をグリーンインフラ⁴⁰の一つの機能であるとしているが⁴¹、グリーンインフラは国土交通省⁴²、Eco-DRR は環境省と国内行政内での推進主体が異なっている。現在、最新の生物多様性国家戦略内で「生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づける」ことを 2030 年までに全都道府県に求めていく方針であるが、災害関連法律の所管官庁の多くが国土交通省や内閣府防災が占めており⁴³、既存のインフラ管理施策との融合が今後の課題であると考ええる。

③ みどりの食料システム法

2021 年の 9 月に開催された国連食料システムサミットは、世界の温室効果ガス排出量の約三分の一が現行の食料システム(食料の生産から流通、消費にいたるまでの流れ)由来であり、最大 80%の生物多様性損失を生み出していると警鐘を鳴らした⁴⁴。このような中で、EU が他地域との貿易するにあたっての協定にサステナブル条項を盛り込むなど、サステナブルな食料システム構築に向けた対応を行っていることを背景に、2021 年 5 月にみどりの食料システム戦略が策定された。戦略内では、温室効果ガス削減だけでなく、漁業・林業など複数のカテゴリが設けられ、「化学農薬使用量をリスク換算で 10%低減(2030 年まで)」や「飲食物品卸売業の売上高に占める経費を 10%削減」など約 15 の KPI が設定された⁴⁵。

³⁹ 国土交通省 グリーンインフラが必要とされる背景

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html

⁴⁰ 「自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替・補完手段として活用する」ことを指す。(環境省「自然の持つ機能の活用 その実践と事例」

<https://www.env.go.jp/content/900473398.pdf>)

⁴¹ 『人口減少時代の農村グリーンインフラストラクチャーによる防災・減災』一ノ瀬友博 農村計画学会誌 34 巻 3 号：353-356(2015)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/arp/34/3/34_353/_pdf

⁴² 国土交通省 グリーンインフラ支援制度集

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001603381.pdf>

⁴³ 関西広域連合 災害関連法律の主な所管官庁 <https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/1477034077.pdf>

⁴⁴ ERC/20/INF/9 Rev.1 <https://www.fao.org/3/nc242en/nc242en.pdf>

⁴⁵ 農林水産省 みどりの食料システム戦略

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf>

この戦略は生物多様性の低下など農業による環境負荷の低減を目指しているが、生物多様性の回復に資する取り組みとなるかは疑問が残る。2022年に7月に施行されたみどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)は、農林漁業に由来する環境への負荷を軽減する事業活動を認定し設備導入に必要な資金の一部を支援することを定めている⁴⁶。特に、支援事業の中で最も大きい支援事業は63億円(令和6年度)を概算要求している環境負荷軽減型持続的生産支援事業である。この対象となる事業は①土づくり化学肥料・農薬の使用低減に資する活動、②温室効果ガス排出量削減に資する活動、③その他(プラスチック資材排出や環境中への窒素・リンの流出抑制につながる活動、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動)であり、経済的な合理性と所得向上の余地を兼ね備えている必要がある。調達資材由来の温室効果ガス排出については事業者として把握可能である一方、生物多様性に資する農林漁業推進にあたり、目標を設定しモニタリング体制を整備することは地域の土地利用の変化や生息する生物種群の存在によって採用すべき尺度が変わってしまう⁴⁷こともあり、事業者にとって採用ハードルが高いことが憂慮される。

第3章 民間セクターにおける生物多様性の扱い

第1節 CSRの中の生物多様性

石原(2010)は生物多様性が企業経営に与えるリスクについて、①生態系サービス由来の資源が量的・質的に劣化する脅威(水、食料、その他原材料、自然災害の制御)、②新しい環境規制による制約への脅威(温室効果ガス排出、排水)、③企業の評判悪化への脅威(ネガティブキャンペーンなど)、④資金調達への悪影響(生態系への影響評価の必要性の増大)と整理する一方、新たなマーケット・ビジネスチャンスの増大といったポジティブな影響にも言及している⁴⁸。

⁴⁶ 『みどりの食料システム戦略の実現に向けてーみどりの食料システム法の成立ー』天野英二郎 立法と調査 449:51-63(2022)

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022pdf/20220909051.pdf

⁴⁷ 『農村における生物多様性の定量的評価に向けたインベントリーの構築』山本勝利・楠本良延 農村計画学会誌 27巻・1号 26-31(2008)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/arp/27/1/27_1_26/_pdf

⁴⁸ 『企業活動と生物多様性の関わりー経団連自然保護協議会の取り組みを中心にー』石原博 日緑工誌 36号 265-269(2010)

企業による環境保全への取り組みは 1990 年代から推奨されており、1991 年に公表された経団連地球環境憲章では、事業活動において、「(1)全地球的な環境の保全と地域生活環境の向上、(2)生態系および資源保護への配慮、(3)製品の環境保全性の確保、(4)従業員および市民の健康と安全の確保⁴⁹⁾」に努めることを行動指針として記述している。事業者の責務について言及した 2008 年の生物多様性基本法以降、国家戦略の中でも事業者の役割について生物多様性に配慮した(1)原材料や商品の調達、(2)事業敷地内や融資を通じての保全、(3)情報開示が期待されてきた⁵⁰⁾。

その一方で、具体的な取り組みを行っている企業がまだ少数に留まっていることが課題として指摘されている⁵¹⁾。2015 年度に行われた企業向けの調査では、環境に配慮した取り組みが企業の重要なビジネス戦略の一部となっているのは約 15%に過ぎず、6 割超が社会的責任と位置付けている⁵²⁾。CSR 活動が「社会課題解決に資する製品・サービス提供活動(本業)」、「社会課題を自ら作らない事業プロセス改善活動」、「寄付、社員ボランティア、経費負担等の社会貢献活動」など多様に定義されている⁵³⁾ため、CSR が包摂する活動は多岐にわたり活動の効果測定は難しい。加えて、社内に専門人材を抱えていない事業者も多い中、2000 年代には自然保護や環境保全の NPO/NGO の専門家活用が低調であることが調査からも明らかになっていると判明している⁵⁴⁾。

第2節 CDP/TNFD の登場

秋山・水島・標葉(2018)は、生物多様性国家戦略 2012-2020 の中で「生物多様性が有す

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsrt/36/2/36_2_265/_pdf/-char/en

⁴⁹⁾ 日本経済団体連合会 経団連地球環境憲章

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/1991/008.html>

⁵⁰⁾ 環境省 生物多様性国家戦略 2010

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives4/files/01_mainbody.pdf

⁵¹⁾ 日本経済研究所 機運高まる生物多様性とビジネスを取り巻く動向～COP15 参加報告～

https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/02/20230217_SDGs%EF%BC%8F%E7%94%B0%E4%B8%AD%E6%A7%98%E3%83%BB%E5%A4%A7%E5%A0%B4%E6%A7%98.pdf

⁵²⁾ 環境省 環境にやさしい企業行動調査結果(平成 27 年度における取組に関する調査結果) <https://www.env.go.jp/content/900497376.pdf>

⁵³⁾ 東京財団政策研究所 「CSR 白書 2021—SDGs ループとデジタル・フィランソロピー」
<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3891>

⁵⁴⁾ 『企業と生物多様性保全 —その実態把握と改善の試み—』片岡弘 社会技術研究論文集 Vol.7,21 – 30(2010) https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/7/0/7_0_21/_pdf

る経済的価値の評価の推進」が生態系保護の具体的施策として掲げられていることを指摘している⁵⁵。

近年、この潮流を加速させてきたのが 2000 年にイギリスで設立された国際的な環境 NGO の CDP (Carbon Disclosure Project) である。2022 年には 680 以上の機関投資家や購買企業が CDP の情報開示プラットフォームを通じて、「気候変動」、「水セキュリティ」、「森林セキュリティ」分野の情報開示を企業や自治体に対し要求し、18,700 社以上の企業回答が投資家に還元されている⁵⁶。「生物多様性」についての独立したカテゴリが 2022 年に「気候変動」分野に追加された⁵⁷。これは従来の CSR の延長上の活動内容を報告させるというよりも、経営職レベルでの関与や事業活動上での環境への把握状況を問うものである⁵⁸。

表 1 CDP2022 気候変動質問書 カテゴリ 15 の設問内容

設問番号	質問事項
(C15.1)	生物多様性に関連する問題について、貴社内取締役会レベルの監督や執行役員レベルの責任がありますか。
(C15.2)	貴社は生物多様性に関連する対外的なコミットメントやイニシアチブに賛同したことがありますか。
(C15.3)	貴社はバリューチェーンが生物多様性に及ぼす影響と依存度を評価していますか。
(C15.4)	報告年に生物多様性への影響が大きい地域またはその周辺で事業活動を行っていましたか。
(C15.5)	生物多様性関連のコミットメントを進展するために、貴社は本報告年にどのような行動を取りましたか。
(C15.6)	貴社は、生物多様性関連活動全体の実績を監視するために、生物多様性指標を使用していますか。

⁵⁵ 『生物多様性国家戦略の定量分析：内容の変遷と施策の偏り』秋山辰穂・水島希・標葉隆馬 保全生態学研究 23 号 187-198(2018)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/hozen/23/2/23_187/_pdf/-char/en

⁵⁶ 東京財団研究所 「気候変動、水、森林に関心のない企業は投資が受けられない。日本企業の関心を CDP の報告書から読む」

<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4219>

⁵⁷ CDP 「CDP 気候変動レポート 2022：日本版」https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/007/856/original/CDP_Climate_Change_Japan_2022_JP_full_0427web.pdf

⁵⁸ CDP 同上

(C15.7)	CDP へのご回答以外で、本報告年の生物多様性関連問題に関する貴社の回答についての情報を公開しましたか。公開している場合は該当文書を添付してください。
---------	---

(出所：CDP “Climate Change 2023 Questionnaire” より筆者作成)

CDP は投資家による投資判断材料の一つとして、企業はサプライヤー選定基準の一つとして活用することが期待されている。生物多様性は構成要素の一部分に過ぎないが、極端に消極的な姿勢はネガティブスクリーニングの根拠となってしまうリスクがあるため、企業が同分野に取り組むインセンティブを提供していると言える。

今後、企業の活動に最も大きな影響を与えるのは TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）だろう。TNFD は企業が自身の事業活動による自然環境・生物多様性への影響を評価し情報開示する枠組みである。

2020 年 9 月、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)、国連開発計画 (UNDP)、世界自然保護基金 (WWF)、IUCN といったパートナーグループと政府機関や企業のオブザーバーから構成される非公式会合が構成された後、2021 年に正式に設立され、2023 年 9 月に最終報告書が公表され開示の枠組みが確定した。2023 年の G7 広島サミットにおいても「企業が漸進的に生物多様性への負の影響を削減し正の影響を増大させる⁵⁹」取り組みとして評価されている。

TCFD の開示提言と同じ構造を持ち「ガバナンス(自然関連の依存とインパクト、リスクと機会に関する組織のガバナンス)」、「戦略(組織のビジネスモデル、財務に与える影響)」、「リスクとインパクトの管理(組織による特定・評価・管理手法)」、「測定指標とターゲット(評価・管理時に用いる指標)」に分かれている。加えて、TCFD 開示や CDP 開示に一部重複する項目もあるが、全業界に対し以下の「コアグローバル指標」の開示が求められることになる。

表 2 TNFD 開示における依存とインパクトのコアグローバル指標

自然環境へ影響する要素	メトリックス (測定基準)	指標
気候変動	-	GHG 排出量
陸上/淡水/海洋利用の変化	C1.0	総空間フットプリント (km ²)
	C1.1	土地／淡水／海洋の利用変化の程度(km ²)
公害/汚染除去	C2.0	土壌に排出される汚染物質

⁵⁹ 外務省 G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）（仮訳）

<https://www.mofa.go.jp/files/100507035.pdf>

	C2.1	排水量(m ³)
	C2.2	廃棄物処理量
	C2.3	プラスチック廃棄量(t)
	C2.4	温室効果ガス以外の汚染物質排出量(t)
資源の使用/補充	C3.0	水不足地域からの取水量(m ³)
	C3.1	土地／淡水／海洋由来のハイリスク資源の消費量
侵略的外来種・その他	C4.0	外来種への対応策

(出所: TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures” より筆者仮訳)

第4章 おわりに —今後の課題—

本稿は国や自治体主導の自然保護(自然環境保護に資する民間所有扱いの土地の買い上げ、公有地化)には限界があり、民間セクターによる関与がより一層必要になるという立場を取っている。最後に、生物多様性保全に向けた動きについて、今後の課題を三点挙げる。一部については、脱炭素化(温暖化対策)に向けた動きとの比較を踏まえる。

一点目として、行政として生態系への影響の大きな産業に対し重点的に対応を求める必要がある。1992年に気候変動枠組み条約が採択を受け1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)が制定され、地方公共団体、事業者、国民が一体となって温暖化対策に取り組むための枠組みを定まり、2005年の改正では温室効果ガス算定・報告・公表制度⁶⁰が創設された。この取り組みはTCFD開示が推奨され始めた段階で、企業による温室効果ガス排出に関するデータとターゲット目標の迅速な開示を可能にした。加えて、長年の蓄積の結果、政府は事業者規模、業種、部門別でCO₂排出量を把握しており⁶¹、家庭部門向けには既存住宅の断熱性能を高める取り組みや新築ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)導入の支援事業、民間企業向けには再エネ導入、その中でもCO₂削減計画を策定した製造事業者向けには設備更新する際は補助金を支給する制度を創設している⁶²。

⁶⁰ 一定規模以上の事業者に対して温室効果ガス排出量を算定・報告を求める制度で、約12,000事業者が対象となっている。(環境省 地球温暖化対策推進法の成立・改正の経緯 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keii.html>)

⁶¹ 国立研究開発法人 国立環境研究所 「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2023年」 https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/jqjm1000001v3c7t-att/NIR-JPN-2023-v3.0_J_gioweb.pdf

⁶² 経済産業省「中小企業等のカーボンニュートラル支援策」 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/pam

一方で、生物多様性に取り組むにあたって、現段階では行政としてこういった業種に対し、どのような支援をすることが国内のネイチャーポジティブに資するのかについて定量的に把握できていないのではないかと考えられる。こうした課題に対応するためにはより一層の事業者に係るデータ活用が求められるだろう。例えば、経済構造実態調査(旧工業統計調査)など事業者に対し回答を求める調査票の活用は地域・業種別に事業所の規模を把握することができる⁶³。並行して、生態系へのリスクコントロールの観点で PRTR 制度⁶⁴の対象事業者の提供データなど既存の制度内で収集されたデータをベースとした地域・業種ごとの尺度づくりや政策立案が期待される。

二点目に、民間事業者への適切なインセンティブ付与が課題である。一例として、自然共生サイト認定制度を挙げる⁶⁵。これは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を OECM(Other Effective area based Conservation Measures)として登録することで、30by30 の実現を目指す取組みである。現行の IUCN の定義では、日本の陸域の保護地域割合は陸域で 20.5%、海域で 13.3%に留まり、目標達成には民間企業の協力が不可欠である。民間企業が協力するにあたって、TNFD 開示指標の一つである総空間フットプリント(組織が管理/そのうち修復・復元された面積)の存在はインセンティブとなりうると考えられる。一方で、TNFD 開示が一部の上場企業によってのみ実施される可能性が高い中で、より多くの企業の協力を求めるためには、何らかのインセンティブや規制が必要になる⁶⁶。奨励にあたっては、行政として掲げる目標を民間事業者が今後参考にする TNFD 開示におけるグローバル指標などに一定程度照準を合わせていく必要がある。

最後に、民間事業者として、事業活動内に生物多様性という要素をどのように埋め込み、人材を育成するかが課題となるだろう。日本企業の脱炭素化を取り上げると、温室効果ガス

[phlet2022fy01.pdf](#)

⁶³ 経済産業省 工業統計調査 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html>

⁶⁴ 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が届け出る制度(経済産業省 PRTR 制度 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html)

⁶⁵ 環境省 自然共生サイト

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

⁶⁶ TCFD 開示は定性・定量の事業リスクを算出・開示するだけでは多くの企業にとってただのコストとなってしまうが、「サプライチェーンの見直し」や「エンゲージメント」に繋がれば、事業活動にプラスの影響とみなされ、経営者の理解も得られやすい。TNFD についても開示することがゴールではなく、「自社の取り組みが自治体のターゲットと整合性を持ち、自治体連携の深化に繋がる」などといった事業活動上のメリットを訴求する必要がある。

削減に向けた取り組みはしばしば経営層によるトップダウンの意思決定の中で方針が決定される。その決定を踏まえて、前述の温対法への対応の過程で多くの事業者、特にコスト管理部門(総務部門)、もしくは製造業であれば技術・調達部門が実態を把握し、既存業務と一定のシナジーを持つ KPI を設定しながら、設備更新・再生エネルギー導入やサプライチェーンの見直しが行われてきた。一方で、生物多様性分野は所管となる部署が経営職層のスタンス、業種ごとに全く異なることが予想される。『生物多様性を推進する自治体に合わせて、企業としての取り組みを決める』文脈では自治体連携を担当する部署が、『SDGs・ESG 経営に資する取り組みである』という文脈であればサステナビリティ関連部署が、『仕入れる原材料の環境負荷をコントロールしたい』という文脈であれば調達部署やリスク管理部署の所管となるなど判断が分かれるため、体制構築に時間がかかるだろう⁶⁷。加えて、前述のとおり、環境保全に関わる活動はボランティアや寄付など CSR の域を出ないことが多く、本業に従事している従業員に対し生物多様性について取り組む必要が正しく周知されていない事業者が多く存在するとみられる。片岡(2010)は専門家の活用を行っている企業は調査対象の 47%に過ぎないという調査結果を明らかにしている⁶⁸。そうした状況下で、既存の生物多様性政策においてアドバイザーを行っているような環境 NGO/NPO、コンサルティング企業と連携できる体制の構築を官公庁として推進していくことが求められる。

参考・引用文献

書籍

- ・ 『サステナビリティ学 4 生態系と自然共生関係』小宮山宏・竹内和彦・住明正・花木啓祐・三村信男編 東京大学出版会、2010 年
- ・ 『持続可能性と Well-Being 世代を超えた人間・社会・生態系の最適な関係を探る』大塚直, 諸富徹共編著 日本評論社 2022 年
- ・ 『生物多様性概論：自然のしくみと社会のとりくみ』宮下直 [ほか] 著 朝倉書店 2017 年
- ・ 『生物多様性というロジック：環境法の静かな革命』及川敬貴 勁草書房 2010 年
- ・ 『生物多様性と保護地域の国際関係：対立から共生へ』高橋進 明石書店 2014 年
- ・ 『生物多様性 リオからなごや「COP10」、そして...』堂本暁子、2010 年
- ・ 『生物多様性をめぐる国際関係』毛利勝彦編著 大学教育出版 2011 年

⁶⁷ 例えば、金融(銀行)業界では全国地方銀行協会の中に複数のテーマ別の部会が存在し各行の担当者が定期的に意見交換をする場が設けられている。生物多様性については各行ごとに取り組みスタンスや所管部署が異なる場合、適切な情報交換に至らないリスクがあると考えられる。

⁶⁸ 片岡(2010)、同上

関連論文

- ・ 『エコツーリズムの地祇と概念形成にかかわる史的考察』 真坂昭夫 国立民族学博物館調査報告 23 : 15-40, (2001)
- ・ 『企業と生物多様性保全 ―その実態把握と改善の試み―』 片岡 弘 社会技術研究論文集 Vol.7,21-30(2010)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/7/0/7_0_21/_pdf
- ・ 『企業活動と生物多様性の関わり ～経団連自然保護協議会の取り組みを中心に～』 石原博 日緑工誌 36 号 265-269(2010)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsrt/36/2/36_2_265/_pdf/-char/en
- ・ 『企業緑地の生物多様性評価と防災』 三輪 隆 日緑工誌 37 (2) , 286-287,2011 年
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsrt/37/2/37_286/_pdf
- ・ 『国際環境政策論としての生物多様性概念の変遷』 高橋進 共栄大学研究論集 第 3 号 2004 年 <https://core.ac.uk/download/pdf/228685616.pdf>
- ・ 『里地里山と生物多様性』 植田明浩 小野寺浩 農村研究 98 号 : 25-33(2004)
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010690529.pdf>
- ・ 『次世代の経済・社会と生物多様性の政策統合に向けて』 西田 貴明 日本生態学会誌 67 : 197-204 (2017) https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/67/2/67_197/_pdf
- ・ 『人口減少時代の農村グリーンインフラストラクチャーによる防災・減災』 一ノ瀬友博 農村計画学会誌 34 巻 3 号 : 353-356(2015)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/arp/34/3/34_353/_pdf
- ・ 『生態系サービスの評価：気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフ解消に向けて ―趣旨説明―』 伊藤 昭彦・山形 与志樹 日本生態学会誌 65 : 109-113 (2015)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/65/2/65_KJ00010017024/_pdf
- ・ 『生物多様性国家戦略の定量分析：内容の変遷と施策の偏り』 秋山 辰穂・水島 希・標葉 隆馬 保全生態学研究 23 : 187-198 (2018)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/hozen/23/2/23_187/_pdf/-char/en
- ・ 『日本の国際観光政策の変遷と動向―コロナ収束後の持続可能なインバウンド観光振興にむけて―』 新井直樹 奈良県立大学研究季報 32 号 : 1-40(2021)
- ・ 『農村における生物多様性の定量的評価に向けたインベントリーの構築』 山本勝利・楠 本良延 農村計画学会誌 27 巻・1 号 26-31(2008)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/arp/27/1/27_1_26/_pdf
- ・ 『みどりの食料システム戦略の実現に向けて ―みどりの食料システム法の成立―』 天野英二郎 立法と調査 449 : 51-63(2022)
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2022p

[df/20220909051.pdf](#)

- ・ 『我が国の生物多様性保全の取組と生物圏保存地域』 岡野たかひろ 日本生態学会誌 62 : 375 - 385 (2012)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/62/3/62_KJ00008327466/_pdf

官公庁ウェブサイト

- ・ 環境省 30by30 とは <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>
- ・ 環境省 エコツーリズム推進マニュアル
<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/5policy/manual/index.html>
- ・ 環境省 環境保全経費 https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/keihi.html
- ・ 環境省 自然環境保全地域等面積の推移(自然環境保全地域各種データ)
<https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html>
- ・ 環境省 自然共生サイト
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>
- ・ 環境省 地球温暖化対策推進法の成立・改正の経緯
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keii.html>
- ・ 環境省 日本の国立公園(自然保護各種データ一覧)
<https://www.env.go.jp/park/doc/data.html>
- ・ 環境省 令和5年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)の公募について https://www.env.go.jp/press/press_01129.html
- ・ 国土交通省 グリーンインフラが必要とされる背景
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html
- ・ 経済産業省 PRTR 制度
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html
- ・ 経済産業省 工業統計調査 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html>
- ・ 内閣府 環境問題に関する世論調査(世論調査報告書 平成21年6月調査)
<https://survey.gov-online.go.jp/h21/h21-kankyoku/index.html>
- ・ 内閣府 生物多様性に関する世論調査(令和4年7月調査) <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/>

官公庁公式資料・白書

- ・ 環境省 生物多様性国家戦略
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives1/files/nbsap_1995.pdf
- ・ 環境省 新・生物多様性国家戦略

- ・ <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives2/files/main.pdf>
- ・ 環境省 第三次生物多様性国家戦略
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives3/files/nbsap_3.pdf
- ・ 環境省 生物多様性国家戦略 2010
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives4/files/01_mainbody.pdf
- ・ 環境省 生物多様性国家戦略 2012-2020
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/files/2012-2020/01_honbun.pdf
- ・ 環境省 生物多様性国家戦略 2023-2030
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1_2023-2030text.pdf
- ・ 環境省 21 世紀環境立国戦略
https://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/21c_strategy_070601.pdf
- ・ 農林水産省 みどりの食料システム戦略
<https://www.aff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf>
- ・ 環境省 平成 6 年版環境白書 各論第 1 章第 1 節環境基本法について
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h06/8734.html>
- ・ 経済産業省(資源エネルギー庁) エネルギー白書 2023 第 2 部 エネルギー動向 第 3 節 一次エネルギーの動向
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2023/html/2-1-3.html>

官公庁その他インターネット資料

- ・ 外務省「G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）（仮訳）」
<https://www.mofa.go.jp/files/100507035.pdf>
- ・ 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果（平成 27 年度における取組に関する調査結果）」
<https://www.env.go.jp/content/900497376.pdf>
- ・ 環境省「自然の持つ機能の活用 その実践と事例」
<https://www.env.go.jp/content/900473398.pdf>
- ・ 環境省「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」
<https://www.env.go.jp/content/000133802.pdf>
- ・ 環境省「生物多様性基本法の成立（2008 年）」
<https://www.env.go.jp/content/000039993.pdf>
- ・ 経済産業省「中小企業等のカーボンニュートラル支援策」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/pamphlet2022fy01.pdf
- ・ 国土交通省「エコツーリズム推進基本方針 ～“たび”と創る持続的な地域社会を目指し

て～」 <https://www.mlit.go.jp/common/000016507.pdf>

- ・ 国土交通省「グリーンインフラ支援制度集」
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001603381.pdf>
- ・ 財務省「令和5年度予算の編成等に関する建議 参考資料(4)」
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20221129/06.pdf
- ・ 内閣府「「生物多様性に関する世論調査」の概要」 <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/gairyaku.pdf>

条約(和文)

- ・ 環境省 生物多様性条約(和文) https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

国内法

- ・ 環境基本法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091>

その他

- ・ CDP 「CDP 気候変動レポート 2022：日本版」 https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/007/856/original/CDP_Climate_Change_Japan_2022_JP_full_0427web.pdf
- ・ 関西広域連合 災害関連法律の主な所管官庁 <https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/4/1477034077.pdf>
- ・ 公益財団法人日本自然保護協会 海岸堤防・防潮堤復旧事業と海岸防災林復旧事業に関する意見書 https://what-we-do.nacsj.or.jp/wp-content/uploads/2013/02/20130204bouchouteiikensyo2.pdf?_gl=1*10z4ig3*_gcl_au*ODIzODg1MDE2LjE2OTc1MTM4MTk
- ・ 国立研究開発法人 国立環境研究所 「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023年」 https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/jqjm1000001v3c7t-att/NIR-JPN-2023-v3.0_J_gioweb.pdf
- ・ 東京財団政策研究所 「CSR 白書 2021—SDGs ループとデジタル・フィランソロピー」 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3891>
- ・ 東京財団研究所 「気候変動、水、森林に関心のない企業は投資が受けられない。日本企業の関心を CDP の報告書から読む」
<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4219>
- ・ 日本経済研究所 「機運高まる生物多様性とビジネスを取り巻く動向～COP15 参加報告～」 <https://www.jeri.co.jp/wp/wp->

content/uploads/2023/02/20230217_SDGs%EF%BC%8F%E7%94%B0%E4%B8%AD%E6%A7%98%E3%83%BB%E5%A4%A7%E5%A0%B4%E6%A7%98.pdf

- ・ 日本経済団体連合会 経団連地球環境憲章
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/1991/008.html>

条約・報告資料(英文)

- ・ Convention on Biological Diversity(2022) 「Nations Adopt Four Goals, 23 Targets for 2030 In Landmark UN Biodiversity Agreement」
<https://prod.drupal.www.infra.cbd.int/sites/default/files/2022-12/221219-CBD-PressRelease-COP15-Final.pdf>
- ・ Convention on Biological Diversity(2023) 「2050 Vision and 2030 Mission」
<https://www.cbd.int/gbf/vision/>
- ・ ERC/20/INF/9 Rev.1 <https://www.fao.org/3/nc242en/nc242en.pdf>
- ・ UNEP/CBD/COP/DEC/VIII/17(2006) <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-08/cop-08-dec-17-en.pdf>
- ・ IPBES(2019) 「Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services」
<https://www.ipbes.net/global-assessment>
- ・ TEEB(The Economics of Ecosystems & Biodiversity)Publications
<https://teebweb.org/publications/>
- ・ TNFD 「Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」 https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Recommendations_of_the_Taskforce_on_Nature-related_Financial_Disclosures_September_2023.pdf
- ・ Eric Dinerstein et al.(2017), 「An Ecoregion-Based Approach to Protecting Half the Terrestrial Realm」 <https://academic.oup.com/bioscience/article/67/6/534/3102935>
- ・ Eric Dinerstein, et al.(2019) 「A Global Deal For Nature: Guiding principles, milestones, and targets」 <https://www.science.org/doi/10.1126/sciadv.aaw2869>